

平成 27 年 10 月 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台介護サービスネットワーク
会 長 植 野 大 作

平成 27 年度の要望書の提出について

常日頃の健康福祉行政への取組み及び介護ネットへのご支援に感謝申し上げます。

15 年 4 月の介護保険制度改革では、処遇改善加算等を除く報酬本体は▲4.48%とこれまでで最大の引下げとなり、結果、大手事業者のビジネスモデル崩壊による株価下落、事業譲渡・M&Aの加速化、中小の介護事業者の倒産が過去最悪等のニュースが、新聞紙上を賑わしています。更に政府経済財政諮問会議は、18 年 4 月の診療・介護報酬同時改定での再度の引き下げを目論んでおり、今後事業を廃止・譲渡する事業者が増加し、受け皿のない地域では介護難民の発生が懸念されるところです。

介護保険制度の持続可能性や介護人材確保には、報酬の再引上げや次期改定での処遇改善加算の報酬本体への組入れを含む報酬の抜本的改善が不可欠であります。

厚労省は、高齢化がピークを迎える 2025 年での介護人材充足率が、仙台市を含む宮城県で全国最悪の 69.0%になると試算しており、仙台市には県任せにしないで実効性のある独自の介護人材確保の取組みが切に求められています。

また、17 年 4 月に導入される新総合事業については、利用者が安全・安心にこれまでのサービスが利用できるよう、私達介護事業者団体と連携して、適正報酬・事故リスク回避等健全な事業スキームの確立が期待されています。

介護事業者団体は、市議会介護保険制度研究会の諸先生と連携して、制度改善に取り組んでいきますので、仙台市におかれては、本文の趣旨及び別紙要望書の内容を熟慮されまして、適切なお回答を賜りますようお願い致します。

【介護保険制度研究会会員】

代表：鈴木勇治市議 事務局長：跡部薫市議

会員：安孫子雅浩市議・嶋中貴志市議・橋本啓一市議・佐々木真由美市議

菊地崇良市議

平成 27 年度仙台介護サービスネットワーク要望書

1. 国への働きかけを要望する項目

(1) 介護報酬引下げの検証・抜本改善の取組み

15 年 4 月の介護報酬の大幅引き下げは、大手・中小問わず経営に深刻な打撃を与え事業廃止・事業譲渡・M&A が加速化し、引受先の無い地方では介護難民の発生が懸念される事態となっている。今回の報酬引下げによる事業者への影響を検証し、計画期間内での再改定や次期改定での処遇改善加算の報酬本体への組入れを含む抜本改善を国に働きかけて頂きたい。

(2) 国の責任による「新総合事業」を含む予防事業の推進

予防事業は国が介護予防に効果があるとして保険制度に位置づけたもので、給付費が膨張したため、第 6 期計画期間に新総合事業として市町村に移管するものである。

第 7 期計画期間移行においても新総合事業を含む予防事業について、市町村への財政支援を含め国の責任を果たすよう働きかけて頂きたい。

(3) 地域包括ケアの推進

高齢者が住みなれた地域で安心の生活を支援する地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化や定期巡回随時対応型訪問介護・看護の報酬、通所・短期利用の場合の減算措置等の見直しを国に働きかけて頂きたい。

(4) 集合住宅減算の見直し

地域包括ケアの推進では、有料老人ホーム・サ高住居住者への訪問介護、通所介護や地域密着型サービスの提供により施設の代替機能が期待されているにも拘らず、今回の改正での集合住宅減算の強化は事情拡充の障壁となることから、集合住宅減算の緩和を国に働きかけて頂きたい。

2. 仙台市に要望する項目

(1) 人材確保の取組み

介護報酬引き下げは介護人材確保を更に困難にしており、また厚労省の試算では 2025 年の介護人材充足率は仙台市を含む宮城県は 69.0% と全国最悪と見込まれており、人材不足による介護難民を防止するため、実効性のある独自の人材確保支援策を提起して頂きたい。

(2) 新総合事業のスキーム確立

仙台市での「新総合事業」の導入にあたっては、介護事業者・社福法人・NPO 等介護サービス事業団体の意見を聴取・反映する機会を設けて、サービス利用権の保障、サービスレベルの担保、事業者の安定経営等が図れるスキームを確立して頂きたい。

(3) 報酬引下げ・2割負担導入の影響調査

早急に4月の報酬引下げ、8月の2割負担導入の事業者・利用者への影響を調査し、必要な対策を講じるとともに、国に対し報酬改善等の働きかけを強めて頂きたい。

(4) 特定施設の整備枠拡充

補助金無しで基盤整備が推進される特定施設については、事業者の参入意欲も旺盛で、特養の代替機能の位置づけが明確にされたことから、今計画期間での整備枠の上乗せを検討して頂きたい。併せて低所得の方も入所できるよう初期投資への支援策等により家賃負担の軽減を図って頂きたい。

(5) 地域包括支援センターの体制強化

地域包括ケアや新総合事業で中核的役割を担う地域包括支援センターについては、機能や体制の強化を図るとともに、平成28年度には全てのセンターに生活支援コーディネーターを配置して頂きたい。

(6) 定期巡回従事対応型訪問介護看護事業の推進

高齢者の在宅生活を支援する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」は、地域の利用者確保が困難で採算ライン（30人程度）到達に相当の期間を要する実態にある。地域包括ケアの推進には有料老人ホーム・サ高住居住者への当該サービスの提供が不可欠であり、仙台市の施設居住者を全利用者の50%未満とする旨の上乗規制は、本事業拡充の支障となることから、廃止を含め弾力的運用を検討して頂きたい。

ご意見等がございましたら下記のアドレスまでご返信の程よろしくお願ひ致します。

[【taihaku@earthsupport.co.jp】](mailto:taihaku@earthsupport.co.jp)

担当：仙台介護サービスネットワーク事務局 高橋